

お知らせ

上級救命講習会（受講料無料）

日時 9月13日(土) 9時~17時
 場所 市民ふれあいプラザ
 対象 中学生以上
 内容 心肺蘇生法・AED活用法・異物除去要領・止血法・外傷手当法等
 持ち物 筆記用具・昼食・三角きん事前配布テキスト
 動きやすい服装

申込方法
 ▶市消防本部または各分署で申し込み
 ▶電話・FAXによる申し込み

申込締切 9月9日(火) (定員30人)
 ※講習を修了し、一定の技術を習得された方には「上級救命講習会修了書」が交付されます。

☎ 北秋田市消防署 救急係
 ☎62-1119 FAX 63-1119

赤十字救急法講習会

▶基礎講習
 日時 9月20日(土) 13時~17時
 場所 市民ふれあいプラザ 多目的ホール

▶救急員養成講習
 日時 9月27日(土)~28日(日) 9時~17時
 場所 市民ふれあいプラザ 2階大研修室

受講資格
 ▶原則として全日程参加できる方
 ▶受講初日に満15歳以上の方
 ※基礎講習修了者(講習最終日まで資格の有効期限内である方)は、基礎講習を免除することができます。

内容 手当の基本・心肺蘇生・AEDの使用法・気道異物除去等
 持ち物 筆記用具・動きやすい服装
 受講費 3,600円
 ※基礎講習のみの場合1,500円、救急員養成講習のみの場合2,100円。
 定員 20人 ※定員に達し次第締切。
 証の交付
 ▶全日程を修了した方には受講証を交付
 ▶基礎講習検定合格者には基礎講習修了者の資格を交付
 ▶救急員養成講習検定合格者には救急法救急員認定証を交付

申込締切 9月12日(金)
 [申込フォーム]



▲基礎講習 9月20日
 ▲救急員養成講習 9月27日~28日

☎ 日本赤十字社秋田県支部
 ☎018-864-2731

犬のしつけ方教室（参加無料）

日時 9月27日(土) 10時30分~12時 (受付:10時15分~)

場所 北秋田地域振興局 庁舎車庫

対象 犬を飼っている方やこれから飼いたい方(飼い犬の同伴・見学のみ可)

内容 ▶飼い犬のしつけ方法 (基本的服従訓練)
 ▶犬の飼い方に関する相談等

申込方法 下記へ電話申込
 申込締切 9月24日(水)
 ☎ 秋田県動物愛護センター県北支所
 ☎0186-52-3953(平日9時~17時)


北秋田市無料法律相談会 (法テラス)

日時 9月16日(火) 13時~16時
 場所 市民ふれあいプラザ
 定員 先着5人(1人につき30分)
 ※民事法律扶助の援助要件を満たす方。
 受付締切 9月10日
 予約受付時間 9時~17時
 ☎ 法テラス秋田
 ☎050-3383-5551

北秋田くらし相談センター「ふくし」出張相談会(相談無料)

日時 9月25日(木) 13時~16時
 場所 合川公民館
 対象 北秋田市民
 相談料 無料
 ※相談は予約制です。
 申込締切 9月22日(月)
 ☎ 北秋田市社会福祉協議会
 ☎62-6868

県民治療奉仕のご案内(診療無料)



針・灸治療で、膝や肩、腰の痛みを解消しませんか。ご相談も可能です。皆さまのご来場お待ちしております。

日時 9月28日(日) 10時~15時(時間厳守)
 場所 市民ふれあいプラザ 1階 チャレンジブース1
 ☎ 一般社団法人秋田県鍼灸師会
 ☎62-3141

指定管理者募集中!!

下記の観光施設について、管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項に基づき、指定管理者を募集します。

【指定管理者募集施設および指定管理期間】

- ①森吉山阿仁スキー場 令和8年4月1日~令和13年3月31日(5年間)
- ②クウンス森吉 令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年間)
- ③コンベンションホール四季美術館 令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年間)

【申請資格】

主たる事務所を秋田県内に有し、指定管理開始時点で関連する許認可の取得ができる法人またはその他の団体

【問い合わせ先】 観光課森吉山推進室 ☎84-8105

【公募期限】

9月30日(火)

募集内容や手続の詳細はこちら

CHECK



年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。
 対象外または既に受給中の方は手続き不要です。

対象者

- ①老齢基礎年金を受給している方
 ※以下の要件をすべて満たしていること。
 ▶65歳以上であること
 ▶世帯員全員の市町村住民税が非課税であること
 ▶年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下であること
- ②障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方
 ※以下の要件を満たしていること。
 ▶前年の所得額が約479万円以下である

請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金を受給する方
 受給対象者には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。
 同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和8年1月5日までに請求手続きが完了すると、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ②年金を受給しはじめる方
 年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

○日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意ください
 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

☎ 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル) / 市民課国保年金係 ☎62-1118

国民健康保険に加入している皆さまへ

現在お持ちの保険証・資格確認書は9月30日に有効期限を迎えます

●マイナ保険証登録済の方

マイナ保険証は自動更新となります。10月以降に医療機関を受診される際は、引き続きマイナ保険証をご利用ください。

●「資格情報のお知らせ」について

すでに交付されている「資格情報のお知らせ」は10月以降も継続して使用できます。マイナ保険証登録済の方で資格情報のお知らせをお持ちでない方には、9月下旬頃に送付します。
 医療機関受診時にはマイナ保険証を使用していただくほか、受け付け時に求められた場合には、資格情報のお知らせを提示する必要があります。お知らせの右下部を切り取ってご提示ください。

●マイナ保険証登録が完了していない方

新しい「資格確認書(白色)」を9月下旬頃に送付します。
 10月以降に医療機関を受診される際は、新しい資格確認書をお使いください。

【お問い合わせ】

- ▶市民課国保年金係 ☎62-1118
- ▶合川総合窓口センター ☎78-2112
- ▶森吉総合窓口センター ☎72-3115
- ▶阿仁総合窓口センター ☎82-2112



マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータルから事前に「保険証利用登録」を行ってください。
 市民課国保年金係および各窓口センターでも手続きの支援を行っています。

※詳細は二次元バーコードよりご確認ください。



CHECK

【お問い合わせ】

- ▶マイナンバーカードをお持ちでない方
 市民課市民係 ☎62-1114
- ▶健康保険証の利用登録(紐づけ)がまだの方
 市民課国保年金係 ☎62-1118